

独立行政法人制度改革関連法案の概要

I 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

1 「独立行政法人」制度を廃止し、「行政法人」制度を創設

主務大臣が設定した政策目標の達成を目指すため、政策実施機能を担う法人の業務運営への適切な関与の強化を図る。この観点から、従来の独立性が強調される「独立行政法人」の名称を廃止し、主務大臣（行政府）の政策目標達成のための法人であることを端的に示す「行政法人」の名称とし、法律の名称を「行政法人通則法」に改める。

2 法人の事務・事業の特性に着目したガバナンスの導入

法人の事務・事業の特性、国の関与の在り方等、適用される規律が異なるものについて、次の2つに分類。

<中期目標行政法人>

一定の自主性・自律性を発揮し、中期的視点から効率的かつ効果的な事務・事業の実施が期待される法人

⇒ 中期的な目標管理により当該期間中に裁量を発揮し、目標達成を図る。

※ 中期目標行政法人の中の類型については、それぞれの類型に応じたガバナンスについて、個別法において規律する予定（必要な法改正は、次期通常国会に提出予定）。

<行政執行法人>

国との密接な連携の下で、事務・事業の確実な執行が期待される法人

⇒ 国の指示等の下で、停滞が許されない事務・事業について、単年度単位の業務運営により確実に執行。

3 新たな法人制度にふさわしい規律の整備（共通的规则）

(1) 組織規律

① 違法あるいは不適切な業務運営が明らかな場合、主務大臣の是正・業務改善命令（行政執行法人については監督命令）等の必要な措置を明記。

② 監事・会計監査人に法人の業務に関する調査権限の付与、内部統制システム整備の義務化等による法人の内部ガバナンスの強化、適正な業務運営に係る役員の義務と責任を明記。

③ 役員の任命・任期

- ・ 法人の長及び監事は、主務大臣が内閣の承認を得て任命。
- ・ 法人の長及び監事の任期は中期目標行政法人にあっては中期目標期間（行政執行法人にあっては個別法で定める。）。
- ・ 役員の任命に当たり原則として公募を実施。

④ 役職員の再就職規制

- ・ 他の役職員の再就職あっせんを規制。
- ・ 在職中の自己の求職活動を規制。
- ・ 再就職者からの働きかけを受けた場合の届出義務。

(2) 財政規律

運営費交付金の財源が貴重な税金であることを踏まえ、適切な使用に係る責務を明記。

(3) 一貫性・実効性のある目標・評価の仕組み

政策責任者たる主務大臣が責任をもって、法人の目標設定から評価まで一貫して実施し、政策目標の確実な実現を図るため、一貫性・実効性のある目標・評価の仕組みを構築。

(4) 国民目線での第三者機関のチェック

総務省に中立・公平な行政法人評価制度委員会（第三者機関）を設置し、以下の事務を所掌（委員は内閣総理大臣任命）。

①主務大臣が行う業績評価等の点検

主務大臣の業績評価等を点検し、意見を述べること。

<中期目標行政法人関係>

- ・ 中期目標設定
- ・ 中期目標期間の業績評価
- ・ 中期目標期間終了時の法人の存廃を含めた業務・組織の全般的見直し

<行政執行法人関係>

- ・ 3年から5年の間に行う業務運営の効率化の実施状況の業績評価

②主務大臣への勧告、内閣総理大臣への意見具申

- ・ 中期目標行政法人の中期目標期間終了時の見直しに際し、法人の主要な事務及び事業の改廃について、主務大臣に勧告すること。
- ・ 上記勧告事項について、内閣法の規定に基づく措置がとられるよう内閣総理大臣へ意見を具申すること。

③行政法人に係る目標・評価の制度・運営の適正化

- ・ 総務大臣が策定する目標・評価の指針（ガイドライン）を点検し、意見を述べること。
- ・ 行政法人に係る評価の制度又は運営の重要事項を調査審議し、それぞれ総務大臣又は主務大臣に意見を述べること。

II 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

独立行政法人通則法の改正に伴い、関係する諸法律の規定を整備。

- ・ 総務省設置法を改正し、行政評価・監視の対象に行政法人の業務の実施状況を追加。このほか、「独立行政法人」を「行政法人」に改めるなど、関係法律（約350法律）の整備を行う。

III 施行日

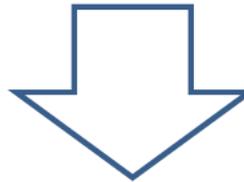
公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（平成26年4月1日を予定）

（注）来年の通常国会に提出する予定の個別法人の改正法案についても、同日の施行を予定。

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針における 目標・評価の仕組みの見直し

【現行の仕組み】

- ・ 主務大臣が中期目標を設定
- ・ 各府省の評価委員会が1次評価、総務省の政独委が2次評価（2段階評価）



法人の政策実施機能を最大限発揮
一貫性・実効性のある目標・評価へ
国民目線での第三者チェック

改善方策】

（1）評価主体等の見直し

- ・ 政策責任主体たる主務大臣が中期目標設定から評価まで一貫して実施
- ・ 目標・評価の実効性を上げるためのガイドラインの整備等
- ・ 中期目標期間の終了時における法人の改廃等の判断を主務大臣に義務付け

2）主務大臣に対し、国民目線での第三者チェック

- ・ 主務大臣による「お手盛り」防止のため、制度所管府省に設置する第三者機関が、主務大臣の中期業績評価・中期目標設定等を点検
⇒総務省に「行政法人評価制度委員会」を平成26年4月に設置。
(25年度中に「行政法人評価制度準備委員会」として設置。)
- ・ 第三者機関の点検のほか、行政評価・監視、行政事業レビューも適切に組み合わせ、国民目線で第三者チェック

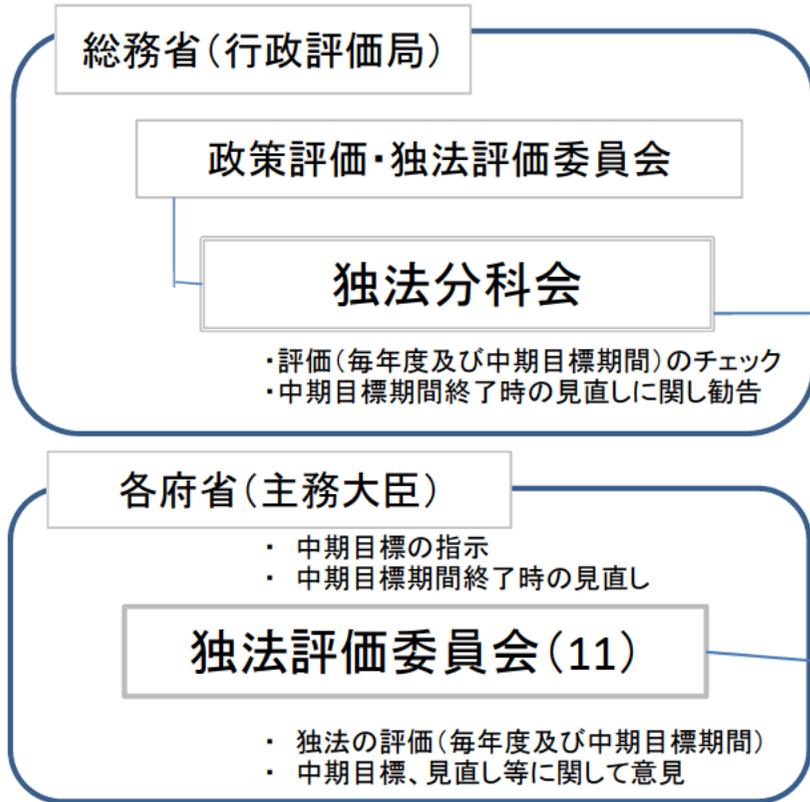
※研究開発法人

主務大臣の下に、学識経験者等から構成される専門の「研究開発に関する審議会」を設置

「総合科学技術会議」による国際水準で統一的な評価指針に基づく点検等の実施
行政法人評価制度委員会による業務運営効率化等に係る横断的な点検も実施

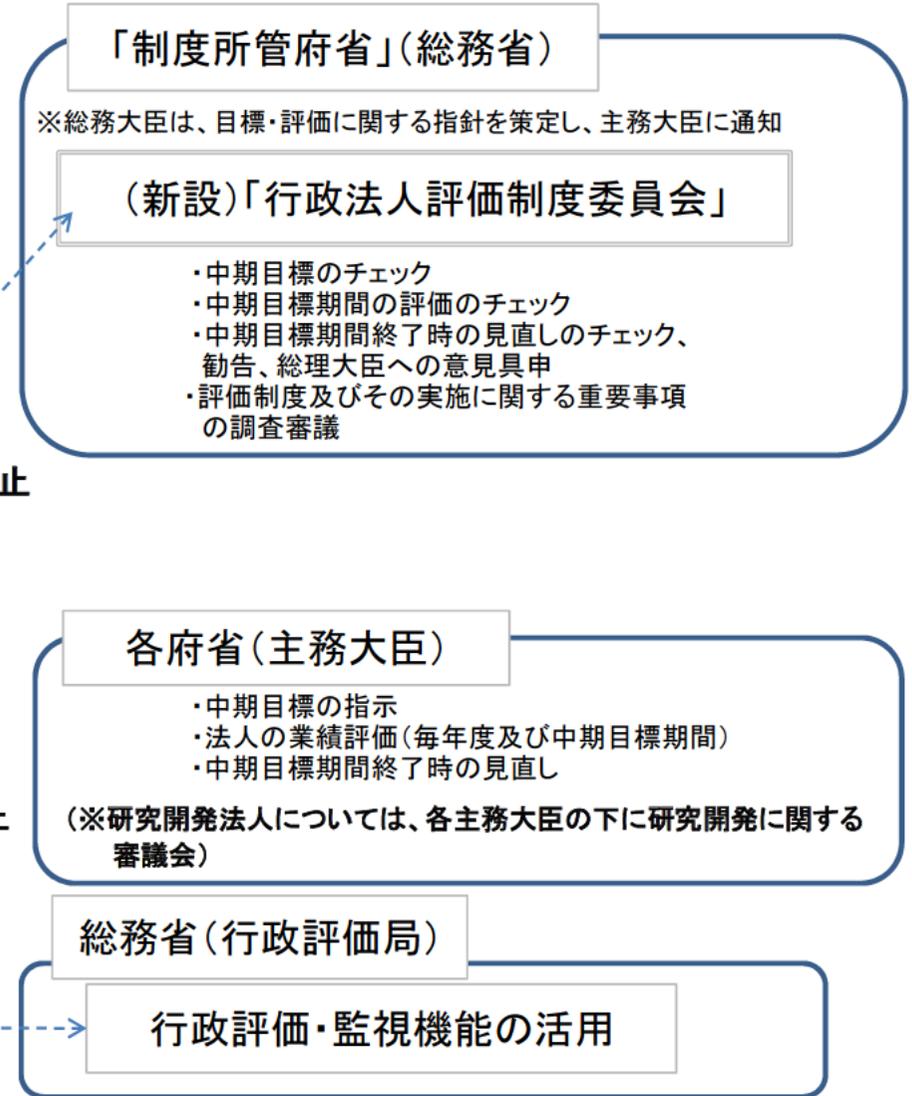
新たな行政法人制度における評価の仕組み

【現行独立行政法人制度】



機能の継承

【新たな行政法人制度】



× 廃止

× 廃止

行政法人の評価・目標管理における第三者機関の役割等の比較

	現 行	改 正 後	
名称	政策評価・独立行政法人評価委員会	行政法人評価制度委員会	
設置根拠	政令	法律（改正通則法第 12 条第 1 項）	
設置場所	総務省	総務省	
委員の任命	総務大臣	内閣総理大臣	
委員の人数	<ul style="list-style-type: none"> ・委員 7 人 ・（独法分科会）臨時委員 22 人、 専門委員 0 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員 10 人以内（法律で規定） ・臨時委員、専門委員（必要に応じ任命） 	
制度及びその運営への関与	—	<ul style="list-style-type: none"> ・目標・評価の指針（総務大臣が策定）に意見。 ・評価制度等に関し調査審議し、総務大臣又は主務大臣に意見。 	
評価等への関与		中期目標行政法人	行政執行法人
①中期目標設定	—	○	—
②中期終了時の全般的見直し	○	○ (※存廃の検討も含む)	—
③中期目標期間に係る評価	○	○	○
④毎年度の業務実績評価	○	—	—
権限等	<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関の長に対し、資料の提出等必要な協力を求めることができる ・中期目標期間終了時の主要な事務・事業の改廃に関し、必要に応じ勧告 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関の長に対し、資料の提出等必要な協力を求めることができる ・中期目標期間終了時の組織・業務の見直しに関し、必要に応じ勧告、総理大臣への意見具申 ・行政評価・監視等との連携 	
対象法人数	1 0 2 法人	4 8 法人（統合後）	6 法人

独立行政法人の制度・組織改革のイメージ

～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～

全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務・事業の特性に着目して類型化するとともに、最適なガバナンスを構築

廃止

民営化・他の法人制度を活用

事務・事業の特性を踏まえた最適なガバナンスの構築

国移管

廃止
国立大学財務・経営センター
日本万国博覧会記念機構

将来民間移管
空港周辺整備機構

- 特殊会社化
 - ・国の関与の下で政策上必要な業務の的確な実施を確保しつつ、会社法のガバナンスに基づく企業の経営により事業を効率的・機動的に実施
 - (例) 農林漁業信用基金、日本貿易保険
- 医療関係法人
 - ・医療法の体系を活用しつつ、経営の自律化と医療機能の強化を実現
 - (例) 国立病院機構、労働者健康福祉機構
- 個別法により設立される法人
 - ・医薬の検査等国民の生命に直結する業務を実施し、運営費交付金に依存しない法人について、ガバナンスの強化と機動的な経営確保を実現
 - (例) 医薬品医療機器総合機構
 - ・国民の財産の保全・運用等の重要な業務を行い、運営費交付金に依存しない法人について、ガバナンスを強化
 - (例) 年金積立金管理運用独立行政法人
- 民間法人化
 - ・民間法人として事業を実施
 - (例) 海上災害防止センター
- 法律等により在り方の見直しが予定されている法人
 - (例) 国立公文書館、年金・健康保険福祉施設整理機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター等



- 行政執行法人
- ・国の責任と判断の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を行う法人について、主務大臣が責任を持って効率的・効果的な運営を確保。
 - ・国の指示した目標のもと、単年度で業務運営。簡素な意思決定の仕組みを整備。
 - ・単年度の財政措置が原則。合理的な理由がある場合は繰越も認める。
 - (例) 造幣局、農林水産消費安全技術センター、駐留軍等労働者労務管理機構等

国において事務・事業を実施することが適当な法人(徹底的な合理化の上、国へ移管)

- 共通ルール
- | | |
|-------|--|
| 組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な業務運営が明らかな場合、主務大臣の是正命令等の必要な措置。 ・監事に対し調査権限機能を付与。不適切な業務運営を行った場合等の役員の責任を明確化。 ・役員の任命については公募を活用。 |
| 財務 | <ul style="list-style-type: none"> ・交付金について事業別の積算等を公表、予算と実績の乖離を把握。 ・不適切な支出と不要資産の留保を防止する仕組みを強化。 ・自己収入目標を設定させ、国の財源に依存しない経営を促進。 ・自己収入を増加させた場合におけるインセンティブを強化。 |
| 目標・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣が一貫して目標設定、評価。 ・中期目標期間終了時等に法人の存続性が認められない場合、主務大臣が法人の廃止を判断。 |
| 透明性 | <ul style="list-style-type: none"> ・第三者機関による点検により「お手盛り」を防止。併せて行政評価・監視、行政事業レビュー等を活用。 ・国民説明会の実施など情報公開を強化。法人から関連会社等への再就職を法律により規制。 ・事業別のセグメント情報を充実するとともに、交付金投入につき業務達成基準を原則採用。 |

～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～

全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務・事業の特性に着目して類型化するとともに、最適なガバナンスを構築

廃止

民営化・他の法人制度を活用

事務・事業の特性を踏まえた最適なガバナンスの構築

国移管

廃止

- 平和祈念事業特別基金
- 国立大学財務・経営センター
- 日本万国博覧会記念機構

将来民間移管

- 空港周辺整備機構

●特殊会社化

- 農林漁業信用基金
- 日本貿易保険

●医療関係法人等

- 国立病院機構
- 労働者福祉健康機構

●個別法により設立される法人

- 医薬品医療機器総合機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人

●民間法人化

- 海上災害防止センター

●法律等により在り方の見直しが予定されている法人

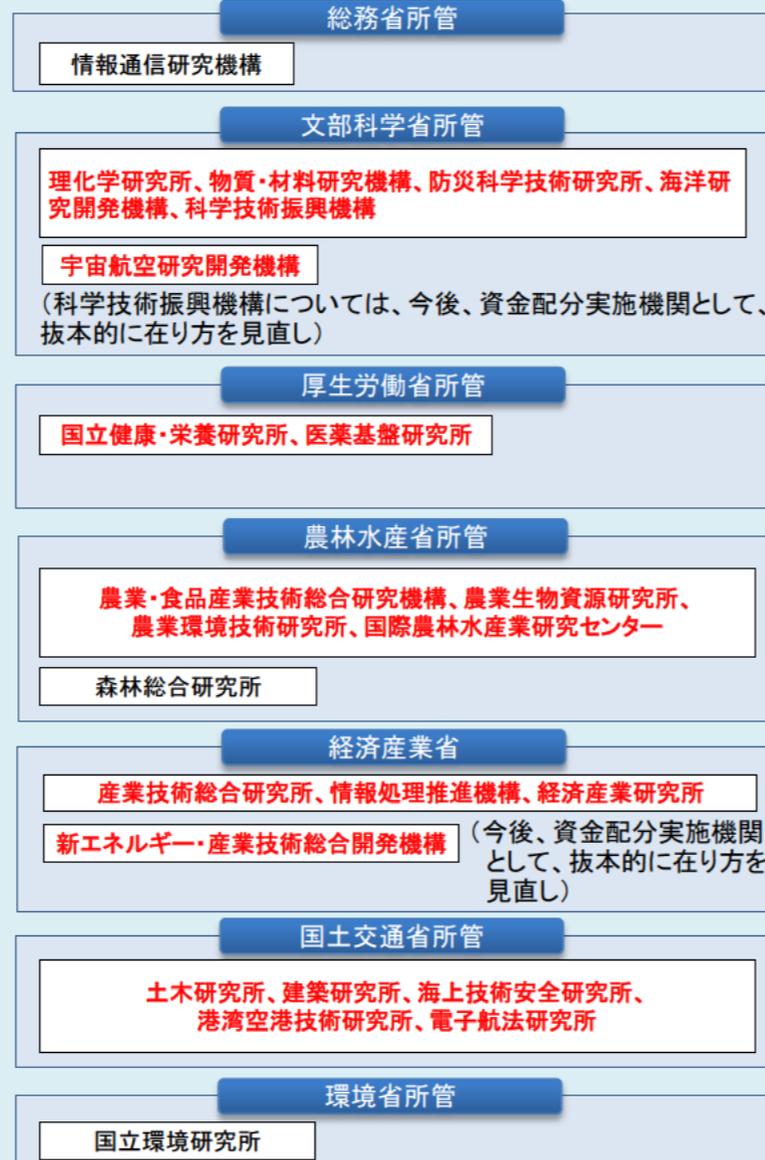
国立公文書館	国立がん研究センター
年金・健康保険福祉施設整理機構	国立循環器病研究センター
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	国立精神・神経医療研究センター
放射線医学総合研究所	国立国際医療研究センター
日本原子力研究開発機構	国立成育医療研究センター
原子力安全基盤機構	国立長寿医療研究センター

本年度中に方向性等、24年夏までを目途に法人のあり方等について結論

- 国際交流基金
- 国際観光振興機構
- 都市再生機構
- 住宅金融支援機構

成果目標達成法人

研究開発型



文化振興型

- 国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会
- 国立科学博物館

大学連携型

- 大学評価・学位授与機構、大学入試センター、日本学生支援機構
- 日本学術振興会
(今後、資金配分実施機関として、抜本的に在り方を見直し)

金融業務型

- 勤労者退職金共済機構
- 農業者年金基金
- 奄美群島振興開発基金

国際業務型

- 日本貿易振興機構
- 国際交流基金
- 国際協力機構
- 国際観光振興機構

※4法人の海外事務所については、機能的に統合

人材育成型

- 水産大学校、水産総合研究センター
- 航海訓練所、海技教育機構

行政事業型

- 農畜産業振興機構
- 鉄道建設・運輸施設整備機構
- 環境再生保全機構

行政執行法人

- 造幣局
- 国立印刷局
- 農林水産消費安全技術センター
- 製品評価技術基盤機構
- 駐留軍等労働者労務管理機構
- 統計センター

業務の性格等について検討、法人の分類について結論を得る

その他

- 北方領土問題対策協会
- 国立高等専門学校機構
- 国立特別支援教育総合研究所
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 中小企業基盤整備機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 種苗管理センター、家畜改良センター
- 工業所有権情報・研修館
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 自動車事故対策機構
- 労働安全衛生総合研究所、労働研修・研究機構
- 福祉医療機構
- 自動車検査独立行政法人、交通安全環境研究所

今後、組織の在り方や大幅な合理化を検討

- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 日本スポーツ振興センター
- 水資源機構
- 航空大学校

国民生活センター

酒類総合研究所

教員研修センター

赤字は、組織等を大幅に見直す法人